

TPP大筋合意、あらためてアジアを考察する

～逸早い発効及び効果発現により、TPPの引力を高める取り組みが必要～

発表日：2015年10月8日(木)

第一生命経済研究所 経済調査部

担当 主席エコノミスト 西濱 徹(03-5221-4522)

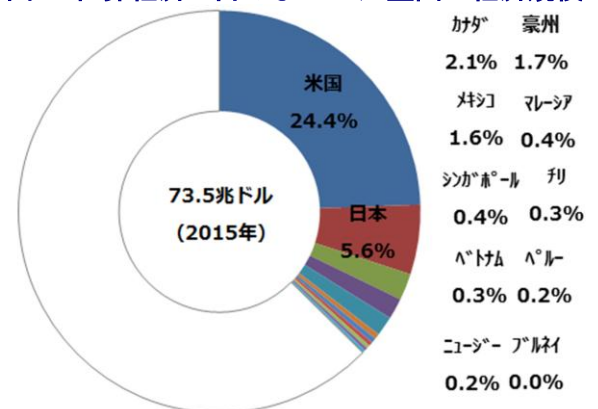
(要旨)

- 約5年に亘る協議を経て、度重なる妥結見送りに見舞われたTPP協定が大筋妥結に達した。TPPの特徴は単なる自由貿易の枠組ではなく、非関税障壁の低減による競争環境整備であり、その枠組が拡大し続けてきた点にある。各国の批准・発効手続が待ち構えるなど依然紆余曲折は予想されるが、世界経済の4割弱を占める巨大経済圏、さらに国際的なルール作りの標準化の取り組みが進展した意義は大きい。
- わが国の「成長戦略」との兼ね合いでは、アジアの成長の取り込みが不可欠であり、TPPはその先鞭となる。アジアの中心と期待されるASEAN内でTPP加盟国は依然少数派だが、逸早い発効及び効果発現となれば、非加盟国内でTPPへの引力が高まることは必至である。ルール作りを含む協定であるTPPの枠が広がることは、日本企業にとってもアジア進出を大きく支援することに繋がると期待される。
- アジアではTPPに加え、中国主導による自由貿易の枠組も検討される状況にある。中国の経済規模を勘案すれば中国の動向は無視し得ないが、TPPはあくまで競争環境整備により広範に経済成長を享受しあう仕組みであり、将来的には中国の参加も可能である。それには中国の通商政策や慣行、法制度などのあり方の全面的変更が不可欠だが、中国の構造転換を促すことは世界経済の安定にも繋がるであろう。

《発効の課題はあるが、逸早い発効及び効果発現によりアジアでの競争環境整備の取り組み促進が求められる》

- 約5年に亘って協議が行われた上、今年に入ってから協議を巡っては最終合意が間近と言われながら、妥結が先送りされてきたTPP（環太平洋パートナーシップ）協定であるが、先月末から行われた最終協議において大筋合意に達した。このところの国際貿易を巡っては、二国間によるEPA（経済連携協定）やFTA（自由貿易協定）が締結されるなど様々な枠組による自由貿易の進展を目指す動きが広がっているが、これらとTPPとの決定的な違いは、多国間の枠組で関税障壁の撤廃を通じて自由貿易を希求するのみならず、非関税障壁の低減により域内における競争環境を整備することにある。具体的には「包括的な市場アクセス」、「コミットメントに対する地域的アプローチ」、「新たな貿易課題への対処」、「包括的な貿易」、そして「地域統合のプラットフォーム」の5つの特徴の下で、経済成長の促進や雇用創出、イノベーション、生産性及び競争力の向上、生活水準の向上、貧困削減、透明性及びガバナンスの強化、そして環境保護を含む包括的な目標を実現することを目指している。これは、WTO（世界貿易機関）の元で長年に亘って全世界的に競争環境を整備する取り組みが行われてきたものの、実態的にはなかなか機能しにくい状況が続いていることに対し、地域間の枠組で競争環境整備を進めることにより、そのメリットをさらに広範に広げていく意図があると考えられる。TPPは元々、シンガポール、ブルネイ、チリ、ニュージーランドの4ヶ国（P4）の間で2006年に発効した「戦略的経済連携協定」を起源にしており、2010

図1 世界経済に占める TPP 加盟国の経済規模



(出所)IMF より第一生命経済研究所作成, 2015年時点

年初めには豪州や米国、ベトナム、ペルーの4ヶ国が、その後も様々な国が参加表明を行うなど対象国を広げる動きが続いてきた。日本においては、2011年に野田前政権が交渉参加のための協議を開始し、その後に行われた総選挙によって政権交代が行われた後、2013年に安倍現政権の下で正式な参加表明がなされ、約2年半に亘って協議に参加してきた。今後のTPPの行方については、加盟国が各国議会において承認を得ることで合意内容の発効を待つことになるが、主要加盟国においては今年から来年にかけて選挙が控えているなど、議会承認が一筋縄でいく状況では必ずしもないことに注意が必要である。こうしたことは、仮に今回の協議を経て合意が再び先遅れする事態となれば、多くの国で「政治の季節」に突入することで協議事態が漂流すると考えられていたこととも合致する。ただし、今回の合意によって世界経済全体の4割弱を占める一大経済圏が築かれる足掛かりが出来たことは、今後の国際貿易のみならず、国際的なルール作りの「標準化」に向けた取り組みにも大きな意義を有するものと考えられる。さらに、地図上では太平洋を挟んで東西に広い貿易自由化の投網が掛けられたことは、その周辺の国々にとっては域内外で競争条件が異なる事態に置かれることを意味するなど「対岸の火事」では居られなくなっていると言える。そこで、本稿ではTPPが大筋合意に至った意味合いと、今後も経済成長が期待されるアジアへの影響について考察する。

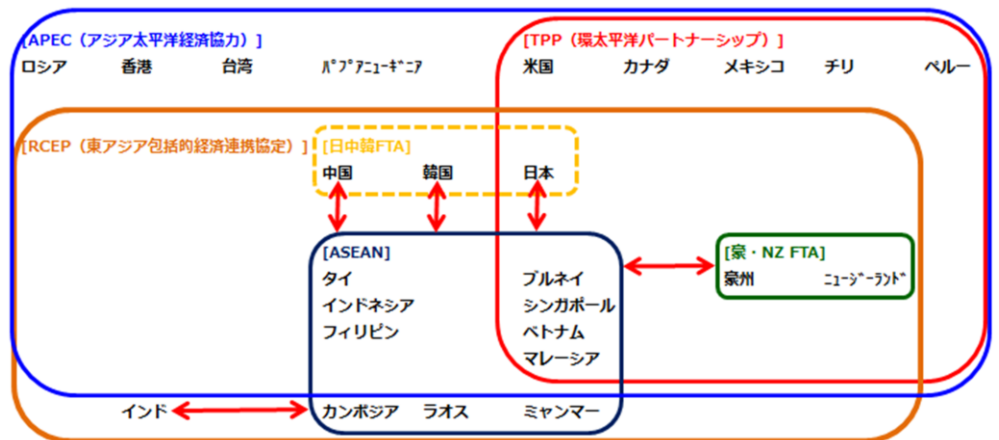
- わが国においては、安倍政権の下で策定された『成長戦略』の柱のひとつに「世界経済とのさらなる統合」が掲げられており、経済連携をバネに国内外の市場にまたがる制度面の障がいクリアすることで、グローバル企業が自由に活動しやすい環境にすることを目指している。TPPはそのなかでも重要な役割を担っている上、安倍首相も度々TPP締結の意義について「アジア太平洋地域の経済成長を取り込む」との姿勢をみせるなど、今後も経済成長が期待されるアジアとの結びつきの強化に繋がるとみられる。足下のアジア経済を巡っては、中国経済が「新常态（ニューノーマル）」に移行するなかで景気の減速感が強まるなか、ここ数年は中国を中心とする分業体制に組み込まれてきたことも理由に景気に下押し圧力が掛かるなど、一時の勢いを失いつつある。しかしながら、人口の規模及び若さに加え、ここ数年の対内直接投資の増加などによって産業集積も進むなど、「ネクストチャイナ」など中国に次ぐ経済成長が期待されるのはアジア新興国であり、中でもASEAN（東南アジア諸国連合）に対する注目は依然として強い。特に、ASEANは年末にも「共同体」が築かれる予定であり、経済共同体、安全保障共同体、文化・社会共同体としてひとつの地域に統合していくプロセスが進行している。この結果、東南アジアにおいて人口規模は6億人超、経済規模も2.5兆ドルに達する一大経済圏が築かれることになり、ASEAN全体としてみれば依然として生産年齢人口の増加が見込まれるなど高い経済成長が期待されている。特に、ASEAN共同体の目玉とされるのが「経済共同体」であるが、ここで注意が必要なのは、この場合の共同体は実質的にはEPAに近い性質のものであり、EU（欧州連合）とはまったく異なる点である。このことは、EUにおいてはその政策執行機関であるEU委員会の決定が各国の政策運営に対して強制力を有するのに対し、ASEANではASEAN事務局は合議機関であり、各国の政策に対して強制力を有さない点にも現われている。しかしながら、現時点では主要6ヶ国では貿易取引に関する関税がほぼ撤廃されているなか、2018年には域内で発展段階が送れるCLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）の間でも関税が撤廃されるなど、一大自由貿易圏となる予定である。なお、ASEANにおいてTPPに加盟しているのはTPP原加盟国であるシンガポールとブルネイに加え、ベトナムとマレーシアの4ヶ国であり、必ずしもTPPの締結自体がASEAN全体の行方を左右するものではない。しかしながら、TPPが大筋合意に至ったことで、ASEAN内のTPP加盟国が発効手続を進めるとともに、これらの国々において課題とされる国有企業改革をはじめとする構造改革に着手することになれば、他の国々にとっては対

内直接投資の受入などに際して競争力が劣後することも予想される。その意味においてASEAN内でTPPの大筋合意を脅威に感じているのは、域内での産業集積度が高く、経済の輸出依存度が高い一方、生産年齢人口が減少局面に突入することで潜在成長力の低下が懸念されるタイであろう。現時点においてタイ政府は静観する構えをみせているが、TPP加盟国で競争環境整備が進むとともに、グローバル企業などの対応に歴然とした差が生ずる事態となれば、状況は大きく変わらざるを得ないであろう。さらに、ASEAN各国はすでに对内直接投資の受入に関して競争関係にあるなか、人口が多いことで国内での雇用創出が課題となっているインドネシアやフィリピンにとっても無視し得ない状況が予想される。過去数年に亘り、ASEAN諸国は上述の通り中国を中心とする分業体制の中に組み込まれたことで、輸出に占める中国向け比率を向上させるなど中国への依存度を高めてきた。しかし、中国は依然比較的堅調な景気拡大を続けているものの、以前のような勢いを取り戻しにくくなるなか、中国の高成長を前提とした経済モデルからの脱却は喫緊の課題となっており、そのためにも对内直接投資の受入などを通じた産業構造の多様化・高度化は避けられない状況にある。また、ASEAN共同体が発足した場合においても、依然として法制度やルールなどについては整備途上のものが少なくないことから、TPPの早期発効を通じて地域のルール整備の前提にTPPが絡む事態となれば、ひいては日本企業にとってもASEAN域内での活動がしやすくなることが期待される。その意味では、ASEAN諸国にとってTPP加盟のメリットを享受出来る環境を逸早く整備することが求められていると言えよう。

- 一方、アジアを取り巻く貿易自由化の枠組を巡っては、TPPに加え、中国が主導する形で議論が進んでいるRCEP（東アジア包括的経済連携協定）も重なる状況にあるなど、様々な動きが活発化している。特に、中国は自身が掲げる政策である

「一帯一路」に基づき、ASEANを「海のシルクロード」の一部として捉えている上、年内にも創設されるAIIB（アジアインフラ投資銀行）を通じて地域のインフラ投資を支援する方針を示している。さらに、中国の「一帯一路」構想では「陸のシルクロード」として中央アジア・ユーカサ

図2 ASEANを取り巻く様々な経済連携の枠組



(出所)各種報道より第一生命経済研究所作成。矢印は個別国とASEAN間のEPA及びFTAを示す

ス地域を経て欧州に至る中国を基点として西に広がる経済圏の構築を模索する動きもみられ、こうした動きは太平洋を挟んだ格好であるTPPに対して、ユーラシア大陸で対抗したものと捉えられる。さらに、ASEANのみならずTPP加盟国のなかにも豪州やニュージーランドのように、AIIBの創設に参画している国もみられる上、資源国などでは近年中国に対する依存度を高めてきた国が少なくなく、その意味においてはTPP加盟国においても中国の動向を無視し得ない状況ではある。しかし、ここで重要なのはTPPがあくまでアジアにおける覇権争いの材料として存在するのではなく、元々は域内での非関税障壁を含む競争環境の整備によって、より広範な形で経済成長の利益を享受しあうことにある点である。さらに、これまでTPPは加盟国の対象を広げるにより、その享受し得る利益を最大化することを求めてきたが、そうした姿勢は今後変わらないであろう。つまり、現在は12ヶ国によって大筋合意に至ったTPPであるが、今後は加盟国

の合意があれば新たな国が加盟することが可能である上、それによってT P Pの下で合意されたルールの適用国が広がることにより、ルールの「デファクト・スタンダード」化への道筋が一段と前進することも期待される。ただし、こうした取り組みがすんなりと前進するものではないことは論を待たない。ひとまずは、加盟国において協定発効に向けた手続が粛々と進められる必要がある上、協定に基づいて各国内で必要とされる構造改革や法制度の整備などが進められることも不可欠であり、その段階で様々な紆余曲折が生じる可能性は充分にある。さらに、その後はT P Pを前提とした経済構造の転換に取り組むことで経済成長の道筋を付けるとともに、加盟国内において構造改革によって生じ得る新たな課題に対応することで、全体での利益拡大に繋げることが不可欠である。そのためにはヒト・モノ・カネの行き来が活発化することによる利益が各国で最大限に享受されるべく、域内での貿易取引が拡大するほか、投資の動きも活性化されることで域内での産業構造の多様化や分業体制の再構築など新たな取り組みが進むことも求められる。そうした取り組みを通じて域内各国の底上げが図られることは、周辺国にとってもT P Pに対する引力を増すことに繋がると予想され、ひいてはこれまで議論が進まなかった全世界的な競争環境整備の取り組みに火が点く可能性も考えられる。そうした枠組のなかに構造転換を希求する中国が入ることが出来るか否かが、今後の世界経済の行方を大きく左右することは間違いない。T P Pの取り組みは世界経済における日本の相対的な競争環境の優位性を高めると見込まれ、現段階では事務方による議論が進んでいる日中韓F T Aについても議論の進展が予想される。中国がT P Pに加盟するためには、これまで中国が経済規模の拡大を背景に云わば「得手勝手」に進めてきた通商政策や慣行、法制度や対外的な対応のあり方の変更を余儀なくさせるものであり、容易に進展するものとは考えにくい。ただし、中国は経済規模こそ世界第2位ながら、経済構造やそのあり方をみれば依然として新興国体質にあることを勘案すれば、人口減少局面が間近に迫る中で持続可能な経済成長を希求するためには抜本的な構造転換は避けて通れない。また、中国経済の混乱は足下をみても世界経済にとっても無視し得ないだけに、その安定化に向けた一助になることも期待される。T P Pが対立構造の軸として存在するのではなく、全世界的な取り組みの端緒として昇華させることを目的とするのであれば、その引力を高めると共に、その門戸を開くことも必要になるであろう。

以 上